

令和7年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和7年 2月19日 (水)	開会	午前 9時34分
		散会	午前10時 6分
	2月26日 (水) 第1回	開会	午前 9時29分
		休憩	午前 9時37分
	第2回	再開	午後 0時45分
		散会	午後 0時46分
	2月27日 (木)	開会	午後 0時18分
		散会	午後 0時22分
	2月28日 (金) 第1回	開会	午前 9時29分
		休憩	午前 9時32分
	第2回	再開	午後 0時30分
		散会	午後 0時31分
	3月 4日 (火)	開会	午前 9時29分
		散会	午前 9時36分
	3月18日 (火)	開会	午後 1時59分
		散会	午後 2時 3分
	3月21日 (金) 第1回	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時31分
	第2回	再開	午前10時59分
		散会	午前11時01分
	3月26日 (水)	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時32分
	3月27日 (木) 第1回	開会	午前 9時35分
		休憩	午前 9時43分
	第2回	再開	午後 0時59分
		休憩	午後 1時 2分
	第3回	再開	午後 2時43分
		休憩	午後 2時44分
	第4回	再開	午後 4時57分
		閉会	午後 5時 2分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長

渡辺大副委員長、安藤友貴副委員長

逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、吉良英敏委員、細田善則委員、立石泰広委員、

荒木裕介委員、白土幸仁委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、深谷顯史委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 齋藤邦明議長、松澤正副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年2月19日(水))

委員長

1 八潮市における道路陥没事故に関する対応についてである。

執行部においては、今回の事故に際し、救出活動及び応急復旧に全力を挙げて取り組んでいるところである。現場作業は困難が伴い復旧工事には相応の時間を要すると見込まれている。県議会としては、事故の重大性を踏まえ、執行部が万全を期して事故対応に当たれるよう、協力していくべきと考える。議員の皆様におかれても、この趣旨を御理解いただければと存じる。そこで、本県議会として、決議及び意見書を提案したいと思うので、御協議願う。

まず、決議についてである。

県土強靭化については、本県議会においても推進してきたが、今回の事故は、下水道の老朽化対策という災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大な課題であることを改めて浮き彫りにさせた。このような状況を踏まえ、本県議会では、事故原因の究明や一連の災害対応が適切であったか検証を行うべきと考えるが、まずは、県民生活の安全・安心を図るため、一日も早い応急措置とその後の復旧が推進されるよう協力し、日常生活や事業活動に影響を受けた県民や事業者への対応、更には今回のような事故を未然に防ぎ、県土を強靭化させるために必要不可欠なインフラの老朽化対策が十分に確保されるよう、全力で責務を果たしていくべきと考える。

については、本日の本会議の冒頭において、道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議を行うこといかが。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局から配布願う。

< 事務局職員が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成で、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、意見書案について御協議願う。

県では、事故発生以来、市、県警、消防、自衛隊、民間団体等とともに総力を上げて救出活動に取り組みつつ、災害対策本部を設置し、八潮市を対象に災害救助法の適用を決定するなど、応急復旧に全力を注いでいる。しかし、現場のがれき撤去など作業は困難を極め、破損箇所をバイパスする下水道管の設置など、全面復旧にはかなりの日数を要することが見込まれている。また、耐用年数が50年を迎えた下水道管は、県管理下だけで60キロメートルにも及び、同様な危険箇所を対象とした調査など、多岐・広範囲にわたる措置が必要となる。さらに、避難所生活を余儀なくされている方への災害救助法による支援は限定的で、事業者に対する事業活動の縮小や休業への支援は適用対象外となっている。高度経済成長期以降に集中整備されたインフラは加速度的に老朽化しており、今回の事故原因を踏まえた必要な対策の実施は、国土の強靭化を推進し、国民生活の安全と安心の確保には不可欠である。また、下水道の維持管理を含めた費用対効果等から合併浄化槽の促進など、下水道の在り方も検討する必要がある。こうした状況を踏まえ、県議会としては、県民生活の安全と安心の確保に向け、救出活動を最優先に迅速な応急措置や復旧、影響を受けた住民・事業者への十分な対応を実施できるよう、国においては人的・技術的支援に加え、財政的支援においても最大限に行うとともに、地方自治体の意見を十分に踏まえて、国土強靭化実施中期計画に下水道の強靭化を重要な施策として位置付け、必要な予算を確保することを強く求めるべきである。

については、本日の本会議の冒頭において、道路陥没事故に係る対応への支援を求める意見書を提出することでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局から配布願う。

< 事務局職員が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成で、よいか。

< 了 承 >

委員長

2 刑事訴訟法の再審規定の改正に関する対応についてであるが、再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法

が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充等の改善が進められているが、再審手続について定める刑事訴訟法第4編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。よって、国においては、これらの課題を踏まえ必要な検討を進めた上で、刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求めるべきと考える。先日、法務大臣は、再審制度を見直すため、法制審議会に刑事訴訟法の改正を諮問する方針を明らかにした。また、超党派の国会議員連盟も、再審制度の見直しに向けた動きを本格化させている。

については、本県議会においても、時機を逸することなく対応するため、本日の本会議の冒頭において、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を提出することでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局から配布願う。

< 事務局職員が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成で、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、これら3件の意見書・決議について、改革及び無所属は、私が確認しておく。

委員長

3 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に追加提案をお願いしたいと考えている議案について、説明申し上げる。

まず、2月26日、代表質問初日に提案する議案について説明申し上げる。

サイドブックスにある「埼玉県議会令和7年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和7年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。予算については、一般会計のほか、特別会計11件、企業会計4件の合計16件であり、それぞれ補正をお願いするものである。

議案の詳細については、このあと企画財政部長に説明させるので、よろしくお願ひする。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、説明申し上げる。

サイドブックスにある「令和7年2月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容であるが、収用委員会委員、収用委員会予備委員の任命についてである。埼玉県収用委員会委員に石井依子氏を再び任命することについて、埼玉県収用委員会予備委員に斎藤雅一氏を再び任命することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。経歴等については、お配りしているので、御覧願う。

以上が、今定例県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしくお願ひする。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しを頂いたので、2月26日、代表質問初日に追加提案を予定している議案の詳細について、説明申し上げる。サイドブックスにある「埼玉県議会令和7年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

2ページにある資料1「埼玉県議会令和7年2月定例会付議予定議案件名表（追加提出）」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算16件である。

5ページを御覧願う。資料2「令和6年度2月補正予算（追加）案の概要」により説明させていただく。

この補正予算案は、県税や地方交付税などの歳入について、既定予算額と収入見込み額との調整を行うとともに、歳出について、公債費や給与費などの執行見込み額を踏まえた精査や、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく補正予算への対応など必要な措置を行うため、編成したものである。

6ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で1,033億2,376万1千円の増額、特別会計で88億9,479万7千円の増額、公営企業会計で209億2,600万8千円の減額、合計で912億9,255万円の増額となっている。

「2 補正予算の主な財源」についてであるが、「県税」については、法人二税や個人県民税の収税が当初の見込みを上回ったことなどにより、667億円を増額するものである。

「地方交付税」については、国の補正予算に伴い追加交付があったことなどにより、335億9,445万3千円を増額するものである。

「繰入金」のうち、「財源調整のための基金の取り崩し中止」については、今年度の收支見通しを踏まえ、672億円の取り崩しを中止するものである。これにより、下の*1にあるとおり、「財源調整のための基金の残高」は、令和6年度末で約1,808億円を見込んでいるところである。

次に、「その他」についてであるが、下の*2にあるとおり、「地方消費税清算金」については、全国の地方消費税収入が増加したことにより、本県の受取清算金が当初の見込みを上回ったため、293億1,700万円を増額するものである。

「地方譲与税」については、円安を背景として製造業を中心に企業業績が好調であることにより、当初の見込みを上回ったため、233億3,700万円を増額するものである。

「県債」については、臨時財政対策債の発行可能額が当初の見込みを下回ったため、58億600万円を減額するとともに、その他の県債についても、事業の進捗等に応じて発行額の減額等を行うことから、全体として176億5,300万円を減額するものである。

7ページを御覧願う。「3 補正予算の主な内容（一般会計）」について説明する。

まず、「(1) 主な歳出」についてである。

アについては、地方消費税が当初の見込みを上回ったことなどに伴い、清算金及び市町村への交付金等を増額するものである。

イについては、県税や地方譲与税などの収入増に加え、歳出における執行節減等により捻出した財源を財政調整基金へ積み立てるものである。

ウについては、令和7年度及び8年度の臨時財政対策債の償還財源として普通交付税が前倒しで交付されたため、県債管理基金に積み立てるものである。

エ及びオについては、公共施設等の長寿命化や県債の満期一括償還のため、基金への積み立てを行うものである。

「カ その他事業費の主な増額」のうち、(ア)については、公立の小・中学校における1人1台端末の更新費用等の財源として、国から補助金が措置されたため、公立学校情報機器整備基金に積み立てるものである。

(イ)については、保育士や介護人材の就学資金貸付金に係る貸付原資等の財源として、国から補助金が措置されたため、県社会福祉協議会へ補助するものである。

(ウ)については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の実績確定に伴い、実績額を超過した既交付額について国へ返還するものである。

8ページを御覧願う。キからケについては、それぞれ予算額と執行見込額との差を減額するものなどである。

「(2) 繰越明許費の設定」については、今年度内の完了が見込めない事業に対して、繰越明許費の設定をお願いするものである。

「(3) 債務負担行為の限度額の変更」については、スポーツ科学拠点整備事業において、

今年度に公募が不調となり、その後実施したサウンディング調査で得た意見を分析し、公募設置等の指針について見直しを行うことから、債務負担行為の限度額を皆減するものである。

次に、9ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計及び公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧願う。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしくお願ひする。

委員長

4 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 一般質問についての（1）一般質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、同じく資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、（2）一般質問順位の決定についてだが、まず、2月28日（金）については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、3月3日（月）については、自民、県民、自民の順に行うことで、よいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

3月3日については、1番目が須賀昭夫議員、3番目が美田宗亮議員でお願いする。

委員長

次に、3月4日（火）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

3月4日については、1番目が柿沼貴志議員、2番目が横川雅也議員、3番目が荒木裕介議員でお願いする。

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

配布したとおりで、よいか。

< 了 承 >

委員長

6 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月12日（水）の本委員会において、執行部から急施を要するとの要請があった第62号議案ないし第64号議案の取扱いについて、御協議をお願いする。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、代表質問初日・2月26日（水）に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は休日を除く発言の2日前・2月21日（金）の正午までということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

7 請願（令和6年議請第7号「国に『消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書』提出を求める請願書」）の取下げについてだが、2月13日付で、請願者から取り下げたい旨の申出があったので、申出のとおり、取り下げることで、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることで、よ

いか。

< 了 承 >

委員長

8 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問初日・2月28日（金）、案文については一般質問最終日・3月4日（火）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月27日（木）の朝の本委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

9 ブランデンブルグ州への友好親善訪問についてだが、昨年は、本県とブランデンブルグ州との姉妹提携がなされてから25周年の記念すべき年であった。しかし、諸般の事情により、親善訪問は延期となっている。

過日、知事から議長に、「ブランデンブルグ州を訪問したいので、その際、議会も共に訪問してほしい」との依頼があった。それを受け、先ほど開催された代表者会議において、議長から、各会派に対し、知事依頼の内容が伝達された。その際、議会から友好親善訪問団を派遣することは大変意義のあることであり、議長を含め議員を派遣したいとの考えが示されたところである。

議員の派遣については、議会の議決を要する事項であることから、2月定例会中の本委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願いする。

委員長

10 5か年計画等に関する特別委員会についてだが、去る2月12日（水）の議会運営委員会において、5か年計画等に関する特別委員会の設置に向けた協議を進めていくことについて、

御決定いただいた。

この件について、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

まず、名称を「5か年計画等特別委員会」、付託事件を「5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」とすることで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員定数についてだが、18人とすることで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員配分についてだが、定数18人を、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民11人、民主フォーラム2人、公明2人、県民2人、共産党1人となるが、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、名簿の提出期限についてだが、本日の午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

委員長

11 令和7年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料2を、改めて配布しておいた。

この件について、各会派で御検討いただいたかと存じるので、御協議願う。何か御意見はあるか。

八子委員

例年申し上げているとおりだが、我が会派としては、公社事業対策特別委員会と議会改革特別委員会の二つでよいのではないかというのが主張である。

伊藤委員

共産党議員団としては、公社事業対策特別委員会と危機管理・大規模災害対策特別委員会を残して、あとは特別な事情が発生した場合にその時に応じて、委員会を設置するのがよいのではという意見である。

中屋敷委員

私たちは、特別委員会については、今年度の内容から変更は必要ないと考えている。社会情勢を鑑みても、昨年度から特に追加や打切りをすべき付託事件はなく、幅広く県民の生活の向上等の要望に応えるため、部局の枠を超えて横串を入れて議論していく場が引き続き必要であると考えている。

委員長

それでは、様々な御意見を頂いたが、今年度の内容から変更は必要ないとの意見が多数であったので、変更は行わないということで、よいか。

< 了 承 >

委員長

12 令和7年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、資料3を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは34であり、その内訳は、自民22、民主フォーラム5、公明3、県民3、共産党1となっている。

各会派に配分するポスト数については、令和6年度と令和7年度での変更ではなく、合計で34となる。これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料3の一番下の令和7年度配分(案)のとおり、自民22、民主フォーラム4、公明4、県民3、共産党1となるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日(水)までに各会派間で調整願う。

< 了 承 >

委員長

13 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

委員長

14 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

15 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することで、よいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、17番渋谷真実子議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・2月26日（水）の朝、午前9時30分とすることで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することで、よいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年2月26日(水) 第1回)

委員長

1 知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）に対する質疑の有無の確認についての（1）質疑の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、第64号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしてよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）委員会付託の確認についてだが、付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 埼玉県議会の保有する個人情報保護条例等の改正についてだが、今定例会において、個人情報保護条例、会議規則及び傍聴規則の改正を行いたいと考えている。

それぞれの改正案の概要として、資料1ないし3を配布しておいたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

まず、資料1を御覧願う。埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法及び刑法の改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改めるなどのため改正するものである。主な内容は、番号利用法の第2条が改正されることに伴い、条例における同法第2条引用箇所の「条項ずれ」への対応及び、刑法の改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改めるとともに、改正前の行為の処罰に関する経過措置を設けるものである。なお、法律の施行期日に合わせ、（1）番号利用法改正に伴う規定は令和7年4月1日、（2）刑法改正に伴う規定は令和7年6月1日としている。次ページ以降には、参考として現時点の新旧対照表を掲載している。

次に、資料2を御覧願う。埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則については、標準都道府県議会会議規則等が改正されたことを踏まえ、本会議におけるオンライン質問を可能とすることを定めるなどのため改正するものである。主な内容は、大規模災害、感染症まん延、育児、介護その他のやむを得ない事由により出席困難な議員がオンラインによる一般質問、代表質問を行うことを可能とする、帽子、コート、マフラー、傘の類等の着用を禁止する規定の削除、秘密会において傍聴人等を議長が傍聴席の外に退去させることを明確化するための規定の改正、その他、所要の改正をするものである。なお、埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則の施行は、令和7年4月1日としている。次ページ以降には、参考として現時点の新旧対照表を掲載している。

次に、資料3を御覧願う。埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則については、標準都道府県議会傍聴規則が改正されたことを踏まえ、傍聴席に入ることができない者の見直しなどのため改正するものである。主な内容は、傍聴席に入ることができない者として、張り紙、はち巻、ラジオ、撮影し、又は録音するための機器、笛、下駄、異様な服装など、携帯・着用禁止に係る規定の整理統合等、傍聴人の守るべき事項として、「談論」「放歌」など、一般的に使用されていない文言の見直し、帽子、外とう、えり巻等の着用を禁止する規定の削除、スマートフォン等の機器の持込に際し音を出さないよう設定する規定の整備、その他、所要の改正をするものである。なお、埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則の施行は、令和7年4月1日としている。次ページ以降には、参考として現時点の新旧対照表を掲載している。

各会派におかれでは、持ち帰り検討していただき、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願ひする。

委員長

3 5か年計画等特別委員会についてだが、去る2月19日（水）の本委員会において、18人の委員をもって、「5か年計画等特別委員会」を設置し、「5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」を付託することを決定した。

まず、委員の選任についてだが、資料4の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、5か年計画等特別委員会の設置及び委員の選任については、代表質問1人目終了後に、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。また、正副委員長互選のための委員会を、代表質問1人目終了後の本会議休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった神尾高善議員及び高橋政雄議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の本委員会において、選挙の方法及び日程等を御協議いただきたいので、よろしくお願ひする。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局が議事日程を配布 >

委員長

5か年計画等特別委員の選任までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

6 その他に入る前に申し上げる。

まず、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時に電子データを含めパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

また、去る2月12日（水）の本委員会において御了承いただいた質問時におけるペーパーレス会議システムによる資料配布については、今定例会からの試行となるので、御承知おき願う。

委員長

他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問1人目終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時30分を目途に再開できればと考えている。

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年2月26日(水) 第2回)

委員長

1 5か年計画等特別委員会正副委員長の互選結果報告についてだが、委員長に中屋敷慎一委員が、副委員長に荒木裕介委員が、それぞれ互選された。
については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、明日・2月27日(木)の議事日程は、開会日に確認したとおり、公明の代表質問となるので、御承知おき願う。

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・2月28日(金)の朝・午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年2月27日(木))

委員長

1 質問時間の取扱いについてだが、昨日の代表質問において疑義が生じたため、議長から発言を求められているので、議長、お願ひする。

議長

本会議を中断して、議会運営委員会を開催していただき、誠に感謝申し上げる。

昨日の田村議員の代表質問では、制限時間内で質疑が終わらなかつたとして、最後の教育長に対する質問はなかつたものとして取り扱つた。そもそも田村議員の質問8(4)県立教育施設の照明設備LED化改修工事について、答弁を求める発言があつたにもかかわらず、執行部に答弁を求めるものとして取り扱つてしまつた。また、その後確認したところ、計測の開始にも誤りがあり、本来制限時間内に質問が収まるはずであることが判明した。

私の議事運営に関し、誤りがあつたことに関し、皆様方に心から謝罪を申し上る。誠に申し訣ない。

については、昨日取り消した教育長の答弁の取扱いに関し、議会運営委員会で取り扱つていただきたいと考えている。御協議をお願いする。

委員長

ただ今の議長からの発言を受け、昨日の田村議員の代表質問については、発言時間内であったということなので、質問に対する答弁を行うことでよいか。

八子委員

今件で発言させていただきたい。

なぜ、このタイミングでこの議論になっているのかということである。蒲生議員の代表質問が終わつて、これから答弁というタイミングだったと思うが、その答弁が終わったタイミングで良かったと思うので、それがどうしてかということが一つである。

それから、計測の開始時間が違つたということだが、これも先ほど若干説明を頂いたが、何がどう違つていたのかということを、後で結構なできちんと検証をしていただきたい。

委員長

1点目の質問だが、通常どおり、疑義が生じた場合や今回のような課題が生じた場合には、こうして協議を行つていると考えている。

八子委員

疑義が生じたそのタイミングで、すぐにその場で議論すべきということか。

委員長

執行部においても答弁の訂正を行う場合など、誤りがあつたことが分かり次第、訂正を行われている。このことと同じ扱いということである。

2点目については、検証ができ次第、私から説明させていただこうと考えているので、よ

ろしくお願ひする。

八子委員

承知した。

委員長

ただ今の質問、また議長からの発言を受け、昨日の田村議員の代表質問については、発言時間内であったということで、質問に対する答弁を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、本会議再開後に田村議員の代表質問に対する答弁を行うこととする。執行部においては、答弁の対応をお願いする。

なお、今定例会における質問においては、昨日の質問と同じ取扱いとなるので、御承知おき願う。

また、次の定例会以降の取扱いについては、改めて各会派で持ち帰り御検討いただき、今後の本委員会で御協議いただきたいと思うので、よろしくお願ひする。

委員長

2 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年2月28日(金) 第1回)

委員長

1 文教委員会副委員長の互選結果についてだが、高木功介委員の副委員長辞任に伴い、副委員長に安藤友貴委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議案付託表（急施）の正誤表についてだが、資料1のとおり、議案付託表（急施）の内容に誤りがあった。

この件については、本日の本会議で、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）に係る各常任委員会の審査結果についてだが、先ほどの議案付託表（急施）の訂正を踏まえ、審査結果の報告書を事務局から配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

各委員長からの審査結果の報告書については、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

各常任委員長の審査経過報告までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から、欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時30分を目途に再開できればと考えている。

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年2月28日(金) 第2回)

委員長

1 知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）についての（1）各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

<了承>

委員長

次に、（2）討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

<了承>

委員長

次に、（3）採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表のとおりでよいか。

<了承>

委員長

2 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

<確認>

委員長

なお、3月3日(月)の議事日程は、開会日に確認したとおり、3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

委員長

3 その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月4日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

<了承>

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

<了承>

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月4日(火))

委員長

1 議案（第1号議案ないし第61号議案及び第65号議案ないし第80号議案）の各委員会付託についてだが、付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり、文教委員会において、報告を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議員提出議案についての（1）埼玉県議会の保有する個人情報保護条例の一部を改正する条例案、（2）埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案、（3）埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則案についてだが、去る2月26日（水）の本委員会において配布した委員長案について、各会派で御検討いただいたかと存じる。

改めて、資料2ないし4として配布させていただいたが、この案でいかがか。

伊藤委員

確認事項がある。まず、（2）埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案についてだが、この中で秘密会とあるが、何を秘密会というのか確認したい。

委員長

外部に公表しない会議全般である。

議事課長

議決によって、議員だけで議論すべきということで、一般に公表しない会議である。委員会でも秘密会はあり、それぞれ会議に諮り、秘密会にすることを決めた上で取り扱うものである。

伊藤委員

承知した。もう1点だが、（3）埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則案について、これまで傍聴者に対しては、例えば拡声器を持ってはいけないとか、そういった規定が細かく記載されていたと思うが、今回は第三号の中でまとめられている。この規定で想定している物は何が含まれているのかわからないので質問したい。今までの拡声器等を含んでいるのか、それをあえて外したのはなぜか。

委員長

あらゆる可能性が想定できるためであり、今まで禁止されていた拡声器等の物も当然含んでいます。

伊藤委員

承知した。

委員長

それでは、この案でよいか。

< 了 承 >

委員長

御了承いただいた案について、条例、規則等の形式にした案文を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この内容でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、最終日・3月27日（木）の本委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、会議規則の改正案を提出するに当たっては、同規則第87条により、議員の定数の4分の1以上、すなわち24名以上の議員の賛成がなければならないとされているため、議会運営委員に加えて、7名以上の提案者が必要となる。提案者の調整については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

次に（4）意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の件名は、資料5のとおり、意見書28件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

4 令和7年度の委員会構成についてだが、令和7年度の各委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいいがが。

< 了 承 >

委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（月）の午後5時までに御報告いただくよう、お願いする。

< 了 承 >

委員長

5 令和7年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、資料6のとおり調整したので、報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（月）の午後5時までに御報告いただくよう、お願いする。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

7 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日、午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日（水）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年3月18日(火))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、説明する。

はじめに、2月19日に御提案した「令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)」など3議案については、急施の取扱いをお願いしたところ、2月28日に御議決を賜り、感謝申し上げる。それでは、今定例会に追加提案する議案について説明する。

サイドブックスにある「埼玉県議会令和7年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和7年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。追加提案する議案は、予算1件である。本議案は、1月28日に八潮市内で発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応について、本日閣議決定された国の予備費を活用し追加の工事を実施するため、所要の補正をお願いするものである。

この結果、流域下水道事業会計の補正予算額は50億円となり、既定予算との累計額は895億9,576万1千円となる。

以上、簡単ではあるが、今定例会に追加提案する議案についての説明を終わる。

委員長

2 会期予定の変更についてだが、ただ今説明のあった知事追加提出議案のために本会議を開く必要がある。

会期予定変更の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

現在、議案調査日としている3月21日(金)に、知事追加提出議案の報告、上程、質疑及び委員会付託のための本会議を開き、本会議散会後、当該議案の付託先の委員会を開会する という案である。

この案のとおり変更することよいか。

< 了承 >

委員長

時間が差し迫った中での変更である。

各会派におかれでは、所属議員に対し、確実に御伝達いただくよう、よろしくお願ひする。
なお、改革及び無所属は、私から連絡しておく。

委員長

3 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、3月21日（金）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月21日(金)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案の取扱いについてだが、本日提案される、「令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第3号)」についての議案に対する質疑については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということでいかがか。

<了承>

委員長

2 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、資料1のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、3月21日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。
この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

<了承>

委員長

3 議事日程の確認についてだが、第81号議案の提案説明までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

<確認>

委員長

4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、第81号議案の提案説明終了後とすることとよいか。

<了承>

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月21日(金) 第2回)

委員長

1 地方公営企業法第25条の規定に基づく説明書の一部変更予定についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

企画財政部長

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に提出している第21号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算」の数値の一部に変更が生じることについて、説明する。サイドブックスにある「埼玉県議会提出予算説明書変更予定表」を御覧願う。

本日の「令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第3号)」の提案に伴い、第21号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算」に係る「令和7年度埼玉県流域下水道事業予定貸借対照表」などの数値に変更が生じるものである。

以上、よろしく取り計らい願う。

委員長

ただ今の件については、説明のとおり御了承願う。

< 了 承 >

委員長

なお、この件については、この後の本会議で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 第81号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、県土都市整備委員会に付託することでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日（水）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月26日(水))

委員長

1 各常任委員会、予算特別委員会及び5か年計画等特別委員会の審査結果についてだが、配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会後、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

< 了 承 >

委員長

2 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、資料1の案のとおり決定した。

委員長

3 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る2月26日(水)の本委員会で報告したとおり、2名の欠員が生じているため、選挙を行う。
まず、(1) 選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民2名とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いする。

次に、(2) 選挙の日程についてだが、明日、最終日・3月27日(木)に行うことですか。

< 了 承 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・3月27日（木）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月27日(木)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案（人事議案）についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明させていただく。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に齊藤邦明議員、鈴木正人議員を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月19日に説明申し上げた、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任と併せ、どうぞよろしくお願ひする。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

委員長

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしてよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、28番伊藤はつみ議員から、第1号議案、第8号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案及び第78号議案に対する反対討論、26番野本怜子議員から、第1号議案に対する賛成討論、74番権守幸男議員から、第1号議案に対する賛成討論、29番城下のり子議員から、第27号議案、第33号議案、第34号議案、第44号議案、第56号議案の修正案、第56号議案の修正部分を除く原案及び第60号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしてよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議案の採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてだが、今定例会に特別職の旅費制度を見直す条例案が上程された。これを受け、先ほど開催された各会派代表者会議において、全会派一致には至らなかつたが、議長から、議会運営委員会に当該条例案の協議を依頼された。そこで、当該条例の改正案について御協議いただきたいと存じる。案を作成したので、配布してよいか。

＜ 事務局職員が資料を配布 ＞

委員長

ただ今配布した資料について、総務課長から説明願う。

総務課長

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の概要について説明する。資料を御覧願う。

1 趣旨であるが、議員の費用弁償のうち宿泊料や日当については、従来から知事等特別職の職員に合わせて規定していることから、埼玉県議会議員の費用弁償の見直し等を行うため、改正するものである。

2 内容であるが、(1)宿泊料の支給方式について、定額支給から実費支給に変更するものである。次に、(2)日当の見直しについて、宿泊料に含まれていた朝・夕食代等を日当として支給し、昼食代を廃止するとともに、常任委員会等の用務のため内国旅行をしたときの日当の額を改めるものである。(3)食卓料については、朝・夕食代等が日当として支給されることに伴い廃止するとともに、(4)文言調整等を行うものである。

3 施行期日については、令和7年4月1日とする。2ページ目には、参考として新旧対照表を掲載している。説明は以上となる。

委員長

この内容でいかがか。

伊藤委員

日本共産党としては、条例案の改正に賛同できかねる。反対の理由としては、議員の費用弁償については、全額実費とすべきと考えるためである。この改正案については、宿泊料を実費支給としたり、昼食代を廃止するなど、評価できる点もあるが、内国旅行の際に目的地域内巡回交通費として1,200円、旅行雑費として200円が存続していることから、賛同できない。

委員長

ほかに意見はあるか。

＜ な し ＞

委員長

それでは、反対という意見があつたが、多数が賛成であるので、この件については、議運委員のうち、賛成する会派の委員の連名による議員提出議案として提案することでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無、質疑及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

6 意見書案についてだが、去る2月28日（金）（一般質問初日）までに、各会派から提出された意見書案の件名28件について取りまとめ、調整したところ、資料1の一覧表のとおり、共同提案9件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の4件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかつたが、意見書4件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告する。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、特定事件の継続審査決定までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

8 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月27日(木) 第2回)

委員長

1 知事追加提出議案(人事議案)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、28番伊藤はつみ議員から議第4号議案、議第17号議案ないし議第21号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議決後の条例、規則に関し必要な事項については、事務局において所要の手続を願う。

< 了 承 >

委員長

3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議会運営、常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。

したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしくお願いする。

委員長

4 議事日程の確認についてだが、図書室委員の任命までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議会運営、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月27日(木) 第3回)

委員長

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

80番武内政文議員及び82番梅澤佳一議員が、自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 特別委員の所属変更についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、特別委員の所属変更までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和7年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和7年3月27日(木) 第4回)

委員長

1 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議席の一部変更についてだが、資料のとおり、議席を一部変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退席ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局において処理を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 代表質問及び一般質問の発言時間の取扱いについてだが、各会派から頂いた御意見を踏

まえ、取扱いについて確認させていただく。

まず、計測の開始については、「質問に入る旨の発言」から計測を開始することとし、そこまでは計測しないこととする。なお、この計測しない時間については、おおむね30秒程度とする。

次に、質問終結の取扱いについては、原則、時間を経過した場合は、質問を終結することとなる。

今後、課題が生じた場合は、議運で御協議いただくので、よろしくお願ひする。
この取扱いでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、この旨の周知をお願いする。
なお、改革及び無所属は私から連絡しておく。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

6 その他の（1）6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月12日（木）から7月2日（水）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。